六六九―砂防法第二条の土地を指定する件　一二　八
六七一　直轄砂防工事を施行する件　一二　九
六七二　横瀬川ダムの建設が完了した件　一六　四
六七三　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一六　四
六七四　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　五
六七五―砂防法第二条の土地を指定する件　一六　五
六七七　宅地造成等規制法施行規則の規定により登録認証機関として登録した件　一八　五
六七八　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件　一八　六
六七九　砂防法第二条の土地を指定する件　一八　七
六八〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一八　八
六八一　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　一八　120　六三
六八二　福岡空港の施設について告示した事項に変更があった件　一八　120　六四
六八三　国土交通省の職員が運輸安全委員会設置法第二十二条に基づく立入検査の際に携帯すべき証票の様式を定める告示の一部を改正する告示　一八　120　六四
六八四　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の代表者を変更した件　一九　五
六八五　高速自動車国道に関する件　二二　六
六八六　砂防法第二条の土地を指定する件　二二　七
六八七　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二二　七
六八八　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の代表者を変更した件　二三　七
六八九―船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二三　八
六九〇　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の代表者を変更した件　二四　八
六九一　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二四　八
六九二　砂防法第二条の土地を指定する件　二四　八
六九三　マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する件　二四　126　一四
六九四　公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示の一部を改正する件　二四　127　四
六九五　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二九　七
六九六　低騒音型建設機械の指定に関する件　二九　131　八五
六九七　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　二九　131　八七
六九八　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　三〇　九
六九九　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件　三〇　133　八九
七〇〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二四　127　四
七〇一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二九　七
七〇二　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　二九　131　八七
七〇三　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件　三〇　133　九
七〇四　高速自動車国道に関する件　三〇　133　一〇六
七〇五―旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一　八
七〇六　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　一六　六
七〇七　〃　一八　八
七〇八　運輸安全委員会設置法施行規則第一条第五号の事故及び第二条第七号の事態を定める告示の一部を改正する件　一八　120　六七
七〇九　運輸安全委員会の委員等が立入検査の際に携帯すべき証票の様式を定める告示の一部を改正する件　一八　120　六七
七一〇　予報警報標識規則の一部を改正する件　二四　127　四
七一一　航路標識に関する件　一一　六
七一二　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　一一　七
七一三　分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示　三〇　133　一〇六
七一四　国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件　四　110　一
七一五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件　四　110　三
七一六　やんばる国立公園の指定植物を指定する件　一八　八
七一七―海上における射撃訓練を実施する件　一八　八
七一八　海上における射撃訓練を実施する件　一九　八
七一九　海上における射撃訓練等を実施する件　一〇　八
七二〇　海上における射撃訓練を実施する件　一五　一
七二一　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　一九　五
七二二―海上における射撃訓練を実施する件　二三　八
七二三　海上における空対空射撃訓練を実施する件　二四　八
七二四―海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二四　九
七二五　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二四　一〇
七二六　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二四　一〇
七二七　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件　二六　八
七二八―海上における射撃訓練を実施する件　二九　八
七二九　生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示　九　七
七三〇　道路に関する件　二　八
七三一　〃　九　七

○観光庁

○環境省

○海上保安庁

○気象庁

○運輸安全委員会

○防衛省

○東海北陸厚生局

○東北地方整備局